

第5回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会 会議録

1. 開催日時・場所

令和2年12月24日（木） 午後2時～午後4時 市庁舎5階 第2会議室

2. 出席者

【座長】（株）CNS 代表取締役 伊集院 昭彦

【副座長】和洋女子大学 こども発達学科 助教 田島 大輔

【委員】植草 朋美委員、齋藤 麻子委員、鈴木 明子委員、中島 美希委員、
西後 千尋委員、森谷 美枝子委員

【事務局】こども部：部長 小平 修、次長 芹澤 佐知子、主幹 新井 理香

こども政策課：課長 齊藤 洋介、係長 三代川 昌弘、主任主事 伊藤 崇

【傍聴人数】 3人

【次第】

開会

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 協議

（1）習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定について

第4 その他

閉会

【配布資料】

資料1 習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（新旧対照表）第4版

資料2 習志野市立保育所私立化ガイドライン（案）

開会

日程第1. 会議録の作成等

<伊集院 昭彦座長>

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、場所、出席者氏名、協議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるがこれに異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

異議がないため、そのように取り扱うことに決定する。

日程第2. 会議録署名委員の指名

<こども部主幹 新井 理香>

会議録の作成に当たっては正確性、公平性を期すために作成後、全委員に内容を確認いただき、修正等に対応した後、最終的に座長に御確認、御署名をいただきたいと考えているがいかがか。

<伊集院 昭彦座長>

ただいまの件を、お諮りする。事務局の提案について異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

座長が会議録の最終確認をするものとする。

日程第3. 協議

議題（1）習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定について

<伊集院 昭彦座長>

協議に入る前に事務局より、資料の説明と市民からの意見等があれば、説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

配布資料の説明及び、第4回懇話会以降に寄せられた、市民及び諸団体、令和2年度第4回習志野市議会定例会での意見や要請について説明。

<伊集院 昭彦座長>

これより資料に沿って項目ごとに協議する。前回から継続して検討している項目を精査し、次に新たな項目の検討に入りたい。また、今回が最後の懇話会となるため、最後にガイドライン全体を確認したい。

まず前回からの継続検討事項として、事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

前回の検討項目であった、資料1の8頁から9頁、項目8私立化における法人に求める諸条件【3. 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保 ア施設長からウ保育士まで】、13頁【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ ②保育の引継ぎ】、15頁【8. 保育の質の向上】について、前回からの修正点を説明。

<伊集院 昭彦座長>

8頁、項目8私立化における法人に求める諸条件【3. 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保 ア施設長からウ保育士まで】について、各委員よりご意見はあるか。

<植草 朋美委員>

保護者の間でも、新人の保育士ばかりが集まることに不安があったため、保育経験が5年以上の保育士を3分の1以上配置するよう努めることをガイドライン中でも分かりやすく明記したことは安心できる。

<田島 大輔副座長>

施設長の項目について、認可保育所等の「等」や、管理職（園長・教頭等）の「等」について、丁寧な注釈があっても良いのではないかと考える。複数の保育施設を運営する法人では、千葉県以外の認可基準で運営していることもあり、児童福祉施設も施設によって保育のあり方や基準も異なる。教頭等については、管理職相当職をイメージしていると思われるため、詳細な注釈があっても良いと考えるが、文章量も含め事務局で検討していただきたい。

<こども部主幹 新井 理香>

認可保育所「等」の中にはこども園も含まれており、市内での数も増えてきている。さらに、小規模保育事業所も想定していることから、文章については検討したい。

そして管理職についても、保育所の中に「副園長」を置いている施設もあるため、より分かりやすい表記を検討したい。

<田島 大輔副座長>

事務局は認可基準が高い施設ということ謳っていると捉えて良いと思われる。そうであるならば、「等」という言葉は、範囲が広がりすぎてしまうため、分かりやすい表記の検討をいただきたい。

<伊集院 昭彦座長>

懇話会の中で一番時間を費やして検討していた項目であり、市民や諸団体からの声もあることから、行政側は丁寧な表記と今後の説明をお願いする。他に意見はあるか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

それでは、次の項目として、13頁【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ ②保育の引継ぎ】についてご意見はあるか。

<齋藤 麻子委員>

保育士が1名から2名になったことで、手厚い体制がとられていると感じる。2名の内訳は主任保育士と主任保育士相当職ということか。

<こども部主幹 新井 理香>

1名は管理面の引継ぎがあるので、現行通り主任保育士相当職を配置し、追加の1名は一般の保育士を想定している。管理職以外の保育士を1名配置することで、保護者のちょっとした疑問などを気軽に聞けることができるため、不安の解消に繋がると思われる。

<齋藤 麻子委員>

今まで1名で行っていた引継ぎが、2名になることは引継ぎ職員にとっても心強い体制だと思われる。また、ガイドライン全体の文章が市民に誤解を招きにくい、分かりやすい文章になったと感じている。

<中島 美希委員>

2名となっていることは保護者としても、子ども達も安心できると思われる。自分自身、子どもを預ける時間が長いので普段担任に毎日会えるわけではなく、時間外を担当する保育士と会うことが多い。引継ぎの職員が2名いるのであれば、時間を分けて出勤してもらえるとより安心できる。

<西後 千尋委員>

2名になったことで、子どもは元より、保護者が一番安心すると思うため、すごくありがたい。

<こども部主幹 新井 理香>

保護者委員の意見を聞き、今後の運用の話になるが、引継ぎ職員が2名になったことで勤務時間をずらし、早い時間や遅い時間にも対応できるように調整することも考えていきたい。

<鈴木 明子委員>

1名から2名になることは大きな成果だと思われる。引継ぎ職員自体も1名で対応することを不安に思う部分はあったが、2人で確認・相談しながら引継ぎを行えることは、引継ぎをするにあたり効果的だと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

鈴木委員に伺うが、前回1人で引継ぎ保育を行った経験から、2名になったことで保育の質の担保をどのようにできるか紹介いただきたい。

<鈴木 明子委員>

新しい保育園に対して、書類の書き方や行事の説明などを行う際、写真や保育計画を用いながら、これまで子どもたちが経験してきたことと同様に計画し、その上で私立の良いところを取り入れながら保育を進めてきた。2人になればより効率的に行えると思われる。また、2人になることで、乳児クラスと幼児クラスに分かれて引継ぎや指導が行えることも考えられる。

<伊集院 昭彦座長>

市では保護者との連携や行事などのマニュアルがあり、それを引き継ぎ、保護者も子どもも昨年度と同じように過ごせることで安心を与えられる。それが2名になることでより効果的に引継ぎが行えるということが考えられる。

<田島 大輔副座長>

ガイドラインの項目を部分的に見ると基準を下げているように見えるところもあるが、他の項目を関連して見ることが重要であり、懇話会においても理解が深まってきているのではないかとと思われる。

習志野市の研修などにも関わっている身としては、習志野市立施設の保育の質が私立化後の施設に広がることは非常に良いことと考える。公立施設だけではなく、私立の施設も含めて地域全体でどのように保育を考えていくか検討することが重要である。

<伊集院 昭彦座長>

【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ ②保育の引継ぎ】については、改定後の内容とすることよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

次に、15頁【8. 保育の質の向上】についてご意見あるか。

<田島 大輔副座長>

第三者評価の概要について、伊集院座長に伺いたいのがいかがか。

<伊集院 昭彦座長>

第三者評価の目的は、一つはその施設のサービスの質の向上でありもう一つは、結果内容をホームページ等で広く公開することにより、利用者にとってサービスの選択に資するということである。評価をする上では、3つの視点がある。

1点目に、仕組み（ストラクチャー）として、子どもの最善の利益を守る仕組みができているか、公立保育所と同じ仕組みが、私立化後の保育所でガイドラインに沿ってできているのか等を確認する。

2点目に、その仕組みに対する実施方法（プロセス）を確認する。実施記録や職員のアンケートを確認し、職員が自己覚知して改善点が言語化できるかなどを確認する。

3点目に、結果（アウトカム）の確認として、子どもが体験を通して成長しているのかを、保育士の目や保護者の目や地域の人から確認していく。

仕組み、実施方法、結果を第三者が適正に行えているか評価することは、非常に効果的な方法である。

<田島 大輔副座長>

ガイドライン上に第三者評価を受審するといった仕組みや、研修会の参加など今後の資質向上といった人材育成に対して具体的に明記されているということは、これを遵守していただくということになるため、保育の質を担保する上で非常に重要であると思われる。

<森谷 美枝子委員>

保育の質の向上に関しては、今回とても細かく明記されていると感じている。研修については、市が実施する研修に積極的に参加し、研修で得た知識を共有することは本当に重要な事である。自身の専門性を高めていくため、色々な所に視野を広げ、向上する気持ちを持てることが重要である。所長会をはじめとする市内独自の研修についても、私立保育所に積極的に参加してもらえよう、参加しやすい雰囲気づくりや、誘い方を今後検討したい。

<伊集院 昭彦座長>

15頁【8. 保育の質の向上】については、改定後の内容とすることでよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

ここまでが、前回の懇話会での検討事項である。次に新たな検討事項として、17頁から18頁、9. 市の責務【1. 保護者説明】から【3. 転所希望者への対応】について、事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1、17頁から18頁、9. 市の責務【1. 保護者説明】から【3. 転所希望者への対応】について説明。

<中島 美希委員>

コロナの感染症の情報など、市からの文書により通知が来ているが、私立化後の文書の取扱いについてはどのようなになるのか。

<こども部長 小平 修>

コロナウイルス等感染症に関しては、国や県から様々な通知が市に来ている。市に来た通知や市が定めた感染症対応マニュアルは、公立・私立に関わらず、各施設に周知している。

<田島 大輔副座長>

施設によって保護者への通達方法は異なるが、認可の保育所であれば同様の情報が各施設に通知され、施設は保護者へ通知していると思われる。

3. 転所希望者への対応について伺うが、私立化することで保護者が転所の希望をする可能性がある。対応方法について、どのように配慮するのか伺いたい。

<こども政策課係長 三代川 昌弘>

転所希望者については、私立化に関わらず常に申込を受け付けており、定員の空きが出た段階で、転所希望者の中で一番点数の高い子どもから転所を決定している。私立化を行う年度に限り、転所希望者には点数を加点し、優先して選考されやすいように配慮している。

<田島 大輔副座長>

子どもの受け皿を増やすことは難しく人数の空きの問題はあると思うが、加点によって優先して選考することについては一つの方策だと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

17頁から18頁、9. 市の責務【1. 保護者説明】から【3. 転所希望者への対応】については、現行と変更なしとすることでよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

次に、18頁9. 市の責務【4. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】から20頁【8. ガイドラインの履行】について、事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1、18頁9. 市の責務【4. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】から20頁【8. ガイドラインの履行】について説明。

<伊集院 昭彦座長>

最初に【4. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】について検討するが、いかがか。各委員には、12頁で協議した共同保育の職員数の内容と照らし合わせて検討いただきたい。

<齋藤 麻子委員>

市民に周知する際は、開園準備の全体像が見えやすいように資料などの添付があった方が良いと思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

ガイドライン策定後、実際に私立化対象の保育所の保護者に説明を行う予定であるが、初めてガイドラインに目を通す保護者でも分かりやすいような資料を検討し、説明会の準備を進めたい。

<伊集院 昭彦座長>

説明会の時には、保護者にも分かりやすい資料を添付していただきたい。

<田島 大輔副座長>

資料2のガイドライン（案）の2頁3. 私立化の方式、【私立化の流れ】の中に表が記載されており、この中に時間軸を入れるとより分かりやすいのではないか。時間軸の流れの中で、どのような引継ぎを行わなくてはならないのか可視化することで、保護者も法人も分かりやすいと思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

最終的なガイドラインの形になるときに、開園前のいつ時点で、どのようなことを行うのか、より分かりやすく確認できるような工夫を検討したい。

<伊集院 昭彦座長>

18頁【4. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】については改定後の内容でよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

続いて19頁【5. 運営支援】及び【6. 課題解決】について検討するが、いかがか。

<田島 大輔副座長>

定期的な訪問を行ったことに対しての、ホームページ等での公開の義務はあるのか。例えば、保護者などから市に相談があった場合の解決に向けた筋道などは開示されるのか。

<こども政策課係長 三代川 昌弘>

訪問に関しては公開型ではなく、市と施設の職員の間で打ち合わせをし、助言や相談などを伺っている。公開については、市と法人と保護者で行う三者協議会について、会議録を当該保育所の保護者に配布し、意見や質問についての市及び法人の回答を記載し、周知している。

<伊集院 昭彦座長>

19頁【5. 運営支援】及び【6. 課題解決】については、改定後の内容でよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

続いて20頁【7. 相談窓口】について意見はあるか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

20頁【7. 相談窓口】については、改定後の内容とする。最後に、【8. ガイドラインの履行】について意見はあるか。

<こども部主幹 新井 理香>

補足として、ガイドラインを作成しても、ガイドライン通りに履行されるか不安という声もあるかと思う。ガイドラインを適切に履行するため、覚書の締結をしているが、ガイドラインにあえて記載した。

<田島 大輔副座長>

法人選考については、プロポーザル方式であるため、ガイドラインに則していない法人は選考されないことから、覚書の締結については明記されていないことが多いため、これについて明文化されていることは、保育の質の担保や、保護者の不安を軽減するために重要な記載として評価する。

<伊集院 昭彦座長>

20頁【8. ガイドラインの履行】について改定後の内容としてよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

今まで検討した項目を集約したものが、資料2のガイドライン（案）となるが、事務局より資料の説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料2について説明。修正内容は今回の第4版の新旧対照表をもとに作成しているため、各委員に確認いただき、修正が反映されていない部分など無いか確認いただきたい。

<伊集院 昭彦座長>

これより、資料の確認及び換気のため、10分間休憩に入る。

【休憩】

<伊集院 昭彦座長>

懇話会を再開する。資料2のガイドライン（案）を確認しながら、検討事項があればそこでご意見をいただきたい。

<田島 大輔副座長>

2頁3. 私立化の方式の図で、先ほどの重複になるが、時間軸を追加することでより分かりやすくなると思われる。法人が決定した時点で三者協議会が立ち上がっているところが見えることで、より丁寧なものになると思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

時間軸については、図の中に入れるか、別添で資料を付けるか検討しながら分かりやすいものをお示ししたい。

<田島 大輔副座長>

3頁の8. 私立化における法人に求める諸条件について、関連した三法の法令が同一化されていると言われている時代においては、①保育所保育指針（等）に準拠した保育の実施として、「等」を追加した方が良いのではないか。

<森谷 美枝子委員>

現在は、保育所・こども園・幼稚園が混在するため、保育所保育指針「等」を追加した方が良いと思われる。

<田島 大輔副座長>

3歳児以上の子どもが同一であると言われているのが一つの根拠基準である。

<こども部主幹 新井 理香>

②の習志野市就学前保育一元カリキュラムにおいて、就学後は保育所・幼稚園・こども園に関わらず同じようにスタートが切れるよう、明文化しているものがあるため、その意味合いからすると①の保育指針は保育所に特化しているものではあるが、「等」を入れることで、整合性を図りたい。

<西後 千尋委員>

7頁【9. 保護者、市との連携】等が出てくる三者協議会とは、何名程度で構成されるのか。

<こども政策課係長 三代川 昌弘>

これまでの私立化では、市はこども政策課長、保育所施設長、指導主事などの3名程度、法人は代表者、施設長候補者、私立化担当者の3名程度、保護者は2名から5名程度の代表者で構成されている。私立化移行後の保護者委員については保護者の意向により、人数は減ることもある。

<田島 大輔副座長>

ガイドラインにおいて、三者協議会や法人選考委員会の人員については、このような人員構成で考えていると注釈が入ると、透明性が図れるのではないか。

<こども部主幹 新井 理香>

三者協議会の人数については、施設によって異なる可能性がある。人員構成については記載している。

<田島 大輔副座長>

2頁3. 私立化の方式の図についても、三者協議会に、「7頁【9. 保護者、市との連携】を参照」と記載した方が、分かりやすいと思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

私立化の方式の図については、今後見やすいように検討する。

<齋藤 麻子委員>

3頁8. 私立化における法人に求める諸条件の【1. 保育】④障がい児保育の実施（特別な支援を要する子の受け入れ）は、「子ども」の方が良いのではないか。

<こども部主幹 新井 理香>

確認のうえ調整する。

<伊集院 昭彦座長>

他に意見はあるか。

意見が無ければ、第四次案の改定ガイドラインに対して、この形で異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

これにて全ての検討と確認を終了する。最後となるため、各委員にはこれまでの感想を伺いたい。

<西後 千尋委員>

私立化になることで漠然とした不安はあった。市が保護者のことを考えて策定していることが分かったので、私立化に対し前向きに考えられるようになった。

<中島 美希委員>

懇話会に参加していなければ、ガイドラインを読み込むこともなかったため、私立化に対する不安感是一直続いていたと思う。懇話会に参加し、理解ができて良かった。

保育士の経験年数の問題はあったが、引継ぎ期間や人数など、確実に前回のものより手厚いサポートをする体制に変わっていると思うため、保護者も安心できる。

<植草 朋美委員>

参加したからこそ、理解できる部分が多くあった。自分の子どもが私立化のタイミングで通っていることを考えると、いろいろな不安を抱えていたと思うが、参加して不安は薄れていった。今後の説明会などでは、他の保護者に説明していただき、不安が無いようにしていただきたい。

<齋藤 麻子委員>

自分も子どもを保育所に預けていた保護者でもある。保護者や子どもたちが安心して保育所生活を送って欲しいと願い、保育士の目線と保護者の目線で話をさせてもらった。前回までの懇話会で検討した内容が活かされ、ガイドラインは改善されたと思う。分かりやすく、透明性のあるものになったと感じている。

<鈴木 明子委員>

ガイドラインの改定に携わった一人として、習志野の保育を今後もより良く引き継ぐことができると実感した。保護者委員とも施設内で声を掛け合い、保護者の意見も聞くことができた。今後は、法人選考などが行われる時も、保護者への説明を丁寧にしたい。

<森谷 美枝子委員>

このような場に参加し、とても勉強になった。習志野市の子ども達のため、保護者の意見をたくさんいただきながら、保育所の立場と併せて考えていくことが大事だと実感した。最終的に引継ぎを完了するまで、丁寧に対応したい。

<田島 大輔副座長>

忌憚なく意見をさせていただいた。養成校の教員として考えることは、地域として保育の質をどのように確保していくかが重要となる。習志野市の公立の保育の質が高いことをガイドラインで示せたことはとても大切な事である。公立施設の質を私立化後もどのように広げていくか検討を重ねること、そのプロセスに意味があると思う。今後も習志野市を始めとする保育行政に関わる中で、その部分を十分踏まえていきたい。

日程第4. その他

<こども部主幹 新井 理香>

今後のスケジュールについては、本日の検討を踏まえ何点か修正を行い、会議録と併せて全委員に送付するので、確認をいただきたい。確認が完了した後に、最終的にガイドライン改定の手続きを行う。また、ガイドラインの説明会を対象の保育所で行うため、日程を調整する。詳細が決まり次第、各保育所に通知する。

もう一点委員の皆様にも、今後の法人選考委員会について意見を伺いたい。市立保育所を完全民営化し、継続的に保育を実施していただく法人を選考するのが、法人選考委員会である。

これまでは委員長に副市長、副委員長にこども部長のほか、民生委員児童委員協議会からの推薦者、市の政策経営部長、総務部長、こども保育課長、当該施設の所長、そして本懇話会を代表して座長に委員をお願いし、私立化ガイドラインの目的や趣旨を十分踏まえ、選考を行っていただいた。

これから法人選考委員会を設置するにあたり、ガイドライン改定に携わった委員に、法人選考委員会の委員について意見があれば伺いたい。

<伊集院 昭彦座長>

法人選考委員会について、他の委員もいた方がよいなど、意見があれば伺いたい。

<西後 千尋委員>

私立化後の施設に通わせる保護者としては、深く関わりすぎるのも気が引けるため、座長に一任したい。しかし、公開プレゼンテーションは保護者の意見も出せるとのことなので、保護者の意見が見えるような形があればより安心できる。

<伊集院 昭彦座長>

公開プレゼンテーションで保護者の意見を事前に聞くことや、その場で発言する場面はあるのか。

<こども部主幹 新井 理香>

詳細は確定していないが、これまでのやり方は法人側の提案を保護者に事前配布し、質問や意見があれば、その回答も含め、プレゼン時に示すようにしていた。選考委員会委員の質疑応答などは、今までもプレゼンテーション時に行っている。保護者の声をどのように扱っていくかは今後検討する。

<伊集院 昭彦座長>

保護者が選考委員に選任されるのは気が引けるが、意見ができる場があれば良いということである。

<中島 美希委員>

法人の選考はハードルが高いと感じているため、座長にお願いしたい。しかし、選考過程などの情報が見えない部分もあるため、できるだけ保護者にも情報提供いただきたい。保護者も気軽に意見ができるような方法があれば、保護者も安心できる。

<伊集院 昭彦座長>

法人から応募がまとまった際、法人名が保護者に伝えられれば良いかもしれない。プレゼン時に初めて知る法人よりは、ホームページなどで検索できるよう事前に保護者が情報を知るのも一つの手かもしれない。

<森谷 美枝子委員>

施設長が委員となるのであれば、保護者の意見を気軽に聞ける体制を施設で整えて、保護者の意見も反映させることが施設長たちの役割だと思う。

<植草 朋美委員>

他の保護者委員と同様に、選考委員に参加することはハードルが高く感じる。しかし、意見を伝えられる場を確保してもらえれば、保護者の意に全くそぐわない法人が決定されることも少なくなり、保護者も納得した上で選考が進められると思う。

<伊集院 昭彦座長>

今回参加いただいた保護者代表の3人の委員には、法人選考公開プレゼンテーションの際には是非ご意見をいただきたい。懇話会の経験があるか無いかで、法人の捉え方が全く変わってくる。応募した法人がガイドラインに照らし合わせて最善の選択であることを確認するため、プレゼンテーションに参加し、意見をして欲しい。

<田島 大輔副座長>

公開の範囲は決まってしまうが、何らかの形で保護者の意見は反映して欲しい。事前に意見を徴収してプレゼン時に反映してくれるよう、保護者の意見に寄り添うような形が見えることが大切だと思う。

<こども部主幹 新井 理香>

各委員の意見をもとに法人選考委員会をどのように実施していくか検討していく。最後に小平こども部長より挨拶をさせていただく。

<こども部長 小平 修>

6月30日からこれまで長い期間に渡り、お忙しいところお集まりいただき、ご協議いただいたことに感謝する。委員の皆様のご感想で、勉強になったとあったが、事務局こそ、今回の懇話会を通して大変勉強になったと思っている。提案し、意見をいただき、再提案を繰り返すことで事務局も議論を重ねながら参加させていただいた。

今後はガイドラインの策定を行うが、委員の皆様にはこれからもご意見をいただき、ご相談させていただきたい。この場においては、これまでの感謝と、少しのお願いをさせていただき、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

<伊集院 昭彦座長>

以上をもって第5回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会を終了する。

閉会

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442、433） FAX 番号：047-453-5512